

平成 28 年 6 月 27 日

鳥取労働局

米子公共職業安定所における文書の紛失について

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、米子公共職業安定所（所長 花倉 隆）における個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認し、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

米子公共職業安定所（以下「米子所」という。）において、A 事業所から申請された特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）^{※1}の決裁過程で、第 1 期支給申請書入力結果票（以下「入力結果票」という。）^{※2}を紛失するという事案が発生した。

※1 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を支給するもの。

※2 入力結果票は特開金の支給審査時にハローワークシステム（以下「システム」という。）から出力される書類で、申請事業所の資本金、常時雇用労働者数、事業所番号、事業所名、労働保険番号、賃金締切日、定年年齢、事務担当者、口座番号、金融機関コード、口座名義、受取人住所、対象労働者の氏名、被保険者番号、雇用年月日、性別、生年月日、取得日等が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成 28 年 6 月 15 日、職員 B は A 事業所から申請のあった特開金の支給申請書をシステムに入力し、入力結果票を出力させた上で支給審査を行った。また、A 事業所に係る支給審査と併せて、他事業所から申請のあった 6 件の支給審査を行った。
- (2) 6 月 16 及び 17 日、職員 B は 6 月 15 日に支給審査をした 7 件の特開金支給申請書及びシステムから出力された入力結果票等関係書類一式をそれぞれクリップ留めにしクリアファイルに入れ、所長の決裁を受けた。
- (3) 決裁後、関係書類一式を鳥取労働局職業安定部に送付するため、相談員 C が必要書類をコピーしようとしたところ、A 事業所の入力結果票がないことに気が付いた。
- (4) その後、6 月 21 日まで米子所の庁舎内をくまなく搜索したが、A 事業所の入力結果票は発見できなかった。

現在においても、部外者から書類の混入があった旨の連絡はなく、シュレッダー処理してしまった可能性が高いと思われる。

なお、シュレッダーゴミの中から部分的に入力結果票らしきものは見つかったが、A事業所のものであるかについては確認できなかった。

3 発生原因等

所内の決裁過程で書類を確認する者が、整理整頓が不十分なまま支給申請書類を確認したこと等により、入力結果票が関係書類一式から外れたことに気付かず、他のシュレッダーすべき不要な書類に紛れ込んだ可能性があること。さらにシュレッダー作業をする際に一枚ずつ確認する基本動作を怠ったこと等が原因であると考えられる。

4 再発防止策

(1) 米子所においては、6月22日に緊急幹部会議を開催し、所長から本事案の経過を説明するとともに、特開金等助成金の審査を行うときには作業スペースの確保及びその周辺の環境整備を行うこと、シュレッダー作業は書類の混入がないか一枚ずつ確認するよう基本動作の徹底について改めて指示した。

また、決裁時には「添付書類一覧」を付け決裁者は書類の欠落がないかを確認するよう指示した。

(2) 鳥取労働局においては、局内各部課室並びに管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、本事案を文書により周知し注意喚起するとともに、個人情報の適正な管理、取扱いの徹底について指示を行った。

また、保有個人情報の適切な管理を検証するため、総務部総務課が主体となって、局内及び全労働基準監督署及び公共職業安定所に対する緊急監査を実施することとした。